

## 実務経験コード（短期養成課程・一般養成課程共通）

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な相談援助業務の範囲は、次のとおりとなっています。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条】

【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）】

【指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）】

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精発0520001号）別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

・ケースカンファレンス等の会議への出席

・ケース記録等の関係書類の整理

・職員間の申し送り、連絡、調整

・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

（注意）児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は実務経験の対象とはなりません。

### 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設（事業等）・種類及び職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとします。

次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験申告書の「施設(事業)」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当する「施設(事業)等種類」、「職種」及び各「コード」を記入してください。

※令和7年8月時点での実務経験の一覧となっています。

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	0101
	医療ソーシャルワーカー	0102
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	0206
	社会福祉士	0207
	精神科ソーシャルワーカー	0208
	心理判定員	0209
	児童福祉法	
障害児通所支援事業を行なう施設	児童発達支援	0301
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	
乳児院	個別対応職員	0401
	家庭支援専門相談員	0402
	心理療法担当職員	0403
	児童指導員	0404
	保育士	0405
	里親支援専門相談員	0406
児童養護施設	児童指導員	0501
	保育士	0502
	個別対応職員	0503
	家庭支援専門相談員	0504
	心理療法担当職員	0505
	職業指導員	0506
	自立支援担当職員	0507
	里親支援専門相談員	0508
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児 通園施設であった期間を含む)	児童指導員	0601
	保育士	0602
	児童発達支援管理責任者	0603
	心理担当職員	0604
	職業指導員	0605
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	心理療法担当職員	0701
	児童指導員	0702
	保育士	0703
	個別対応職員	0704
	家庭支援専門相談員	0705
	自立支援担当職員	0706

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
児童福祉法		
児童相談所	児童福祉司	0801
	児童心理司	0802
	受付相談員	0803
	相談員	0804
	電話相談員	0805
	心理療法担当職員	0806
	児童指導員	0807
母子生活支援施設	保育士	0808
	母子支援員	0901
	少年を指導する職員	0902
	心理療法担当職員	0903
	個別対応職員	0904
障害児相談支援事業を行なう施設	保育士	0905
	自立支援担当職員	0906
	相談支援専門員	1001
	相談支援員	1002
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1101
	児童生活支援員	1102
	個別対応職員	1103
	家庭支援専門相談員	1104
	心理療法担当職員	1105
	職業指導員	1106
	自立支援担当職員	1107
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準」第88条の 3第1項に規定する職員	1201
	相談援助業務を行なう指導員	1301
児童自立生活援助事業を行なう施設	自立支援担当職員	1302
	個別対応職員	1303

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
児童福祉法		
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1401
	里親等支援員	1402
	里親研修等担当者	1403
	市町村連携支援員	1404
	養親等相談支援員	1405
	自立支援担当職員	1406
	家庭支援専門相談員	1407
	心理療法担当職員	1408
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	支援コーディネーター	1501
	生活相談支援員	1502
	就労相談支援員	1503
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	支援コーディネーター	1601
	母子支援員	1602
一時保護施設	児童指導員	1701
	保育士	1702
	心理療法担当職員	1703
	個別対応職員	1704
養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	1711
親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	1721
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	1801
	相談員	1802
子ども・若者総合相談センター		
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	1901
地域保健法		
保健所 市町村保健センター	精神保健福祉相談員	2001
	社会福祉士	2002
	精神科ソーシャルワーカー	2003
	心理判定員	2004

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
医療法		
病院・診療所 (精神病床を有するものまたは 精神科もしくは心療内科の 広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	2101
	医療ソーシャルワーカー	2102
生活保護法		
救護施設	生活指導員	2201
更生施設		
被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	2202
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	就労支援員	2203
被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	2204
子どもの進路選択支援事業を行なう事業所	相談支援に従事する者	2205
家計改善支援員		2206
被保護者地域居住支援事業を行なう事業所	居住支援員	2207
就労支援事業を行なう事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	2208
日常生活支援住居施設	生活支援員	2209
	生活支援提供責任者	2210
地方自治体		
市役所の精神障害者に対して サービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2301
区役所の精神障害者に対して サービスを提供する部署	社会福祉士	2302
町村役場の精神障害者に対して サービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー	2303
	心理判定員	2304
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	2401
	相談支援員	2402
	就労支援員	2403
	家計改善支援員	2404
	就労準備支援担当者	2405

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員	2501
	身体障害者福祉司	2502
	知的障害者福祉司	2503
	老人福祉指導主事	2504
	現業員	2505
	家庭児童福祉主事	2506
	家庭相談員	2507
	面接員に相当する職員	2508
	女性相談支援員	2509
	母子・父子自立支援員	2510
	母子・父子自立支援プログラム策定員	2511
	就業支援専門員	2512
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	2513
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	2514
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	2601
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2602
	相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員	2603
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	2701
	心理判定員	2702
	職能判定員	2703
	ケース・ワーカー	2704
法務省設置法		
保護観察所	社会復帰調整官	2801
	保護観察官	2802
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2901
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2902
	職場適応援助者	2903
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2904
	就業支援担当者	2905
	主任職場定着支援担当者	2906
	生活支援担当職員	2907

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
女性相談支援センター	相談支援員	3001
	心理支援員	3002
	女性相談支援員	3003
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	3004
刑事収容施設法		
刑事施設	刑務官	3101
	法務教官	3102
	法務技官（心理）	3103
	福祉専門官	3104
少年院法		
少年院	法務教官	3201
	法務技官（心理）	3202
	福祉専門官	3203
少年鑑別所法		
少年鑑別所	法務教官	3301
	法務技官（心理）	3302
更生保護事業法		
更生保護施設	補導に当たる職員	3401
	福祉職員	3402
	薬物専門職員	3403
	訪問支援職員	3404
発達障害者支援法		
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	3501
	就労支援を担当する職員	3502

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	生活介護を行なう施設 自立訓練を行なう施設	生活支援員 3601 サービス管理責任者 3602
	就労移行支援を行なう施設	職業指導員 3603 生活支援員 3604 就労支援員 3605 サービス管理責任者 3606
		職業指導員 3607 生活支援員 3608 サービス管理責任者 3609
		就労定着支援員 3610 サービス管理責任者 3611 相談援助業務に従事する職員 3612
		地域生活支援員 3613 サービス管理責任者 3614 相談援助業務に従事する職員 3615
	短期入所を行なう施設 重度障害者等包括支援を行なう施設 共同生活援助を行なう施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員 3616
地 域 生 活 支 援 事 業	日中一時支援を行なっている施設 障害者相談支援事業を行なっている施設 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員 3617
	一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員 3618
	特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員 3619 相談支援員 3620
	障害者支援施設	生活支援員 3621 就労支援員 3622 サービス管理責任者 3623
地域活動支援センター	指導員	3624
福祉ホーム	管理人	3625
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	3626

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
介護保険法		
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (※1) (介護保険法第115条の45 第2項第4号から第5号まで に掲げる事業を除く)	3701
職業安定法		
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポート 3801	
	障害学生等雇用サポート 3802	
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター 3901	
	地域移行推進員 3902	
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く) 3903	
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3904	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者 3905	
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー 3906	
就業支援事業を行なう施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	就業相談業務を行なう相談員 3907	
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員 3908	
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター 3909	
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員 3910	
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員 3911	
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員 3912	
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター 3913	
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員 3914	

## 注意事項

- (※1) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 (注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式がありますので、事前にご相談ください。 個別認定に係る書類は、必ず出願時に願書等と一緒にご提出ください。個別認定に係る書類の提出がないものや、個別認定の結果で厚生労働大臣の認可がないものについては、本コースに入学できません。	9999

施設種類 (精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る)	相談援助の実務経験として 認められる職種	コード
現在廃止事業の分野		
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	4001
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	4002
	管理人	4003
知的障害者援護施設	生活支援員	4004
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	4005